

別表1 施設園芸省エネ化推進事業費補助金の交付対象となる経費及び補助率等

事業名	経費	補助率 (補助上限額)	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
施設園芸省エネ化推進事業費補助金	<p>1 施設園芸省エネ化推進事業実施要領に基づき知事の認定を受けた計画における下記①から④までの経費のうち、令和4年7月1日から令和6年1月31日までの期間内に購入、施工、メンテナンス及び費用の支払いが実施されたもの。</p> <p>①被覆資材（内張及び外張）の購入経費</p> <p>②循環扇の購入経費</p> <p>③多段式サーモスタットの購入経費</p> <p>④暖房機のメンテナンスに係る経費</p> <p>※被覆資材及び機器の導入については、付帯する部品の購入費用及び施工費は補助対象外とする。</p> <p>※暖房機のメンテナンスについては、交換部品代及び作業料金のみを対象とし、整備者の旅費その他の経費は補助対象外とする。また、部品を自分で購入して暖房機をメンテナンスする場合は、補助対象外とする。</p> <p>※上記の事業実施期間の前に発注が行われた場合も、期間内に購入、施工、メンテナンス、支払いが実施されたものについては、補助対象とする。</p> <p>2 本事業の実施に要する事務的経費</p>	<p>1／2以内 (110万円/10a) ※ただし、1戸あたり1haまで</p> <p>1／2以内 (6万円/台)</p> <p>1／2以内 (3.6万円/台)</p> <p>定額 (10万円以内/台)</p> <p>定額 (①から④の事業費合計の3%以内)</p>	<p>事業実施主体ごとに、3割を超える事業費の減少</p>	<p>事業実施主体の変更</p>

別表2 施設園芸省エネ化推進事業費補助金の交付対象となる事務的経費

内容	経費項目	備考
事業実施主体が本業で行うべきものを除く、本事業を実施するために直接必要な右記の経費	旅費	現地確認や農業者への事業説明等の活動に必要な交通費
	役務費	振込手数料の支払い等に要する経費
	使用料	会議，説明会等の会場使用料等として支払う経費
	通信費	通信料，切手の購入費用等として支払う経費。
	消耗品費	文房具，インク等消耗品の購入に要する経費
	人件費	事務員，補助員等を雇用するための経費
	その他経費	その他，知事が特に必要かつ適切と認める経費